

# 説明会での質問に対する回答

## 共通質問について

No.	質問	回答
1	子ども・子育て支援事業計画はどのくらいの頻度で見直すのか。	5年を一期とする計画でありますので、中間年で見直す場合もあります。
2	宇都宮市は認定こども園化を推進していくのか。	教育・保育のニーズを踏まえて、検討していきたいと思います。
3	区域の設定はいつ決まるのか。	意向調査（H26. 6. 11付 調査）の結果を基に、「子ども・子育て支援事業計画」素案の策定へ向け、9月を目途に考えています。
4	広域利用は計画の中に含まれるのか。	含まれています。
5	少なくとも、26年度中は現行制度の施設のまま運営できるのか。	お見込みの通りです。
6	新制度への移行を希望しない場合、罰則はあるのか。	特に罰則はありません。
7	意向調査質問票はすべての施設が提出するものなのか。	お見込みの通りです。
8	すべての子どもが認定を受けるものではないのか。 保護者は、認定を受けないといけないという考えがあるかもしれないが。	基本は、施設（施設型給付対象施設又は地域型保育給付対象施設）を利用希望時に支給認定が必要になってきます。 1号認定については、園で内定後、市に支給認定申請がくるため、支給認定だけ受けておくことは想定されていません。 ただし、支給認定だけ先に受けておくことも可能です。 また、市民周知として、8月広報紙とパンフレット配布を検討しています。

No.	質問	回答
9	市単補助金の検討状況について教えてほしい。	市単独補助金については公定価格の分析を行った上で、的確な財政支援ができるよう、財政当局と十分に話し合い、必要な予算の獲得に努め、できるだけ早い段階でお示ししたいと考えています。
10	子ども・子育て支援に関する予算の獲得に邁進していただけるか。	
11	今後、児童人口が増える予測データはあるか。	そのような数値はありませんが、国はM字カーブの解消を目指すことにより、労働力人口の増加につなげていくことを目指しています。
12	新制度に関する市の相談はどちらにしたらいいか。	保育課新制度準備グループが窓口になっています。必要に応じ、事務を所管しているグループと連携していきます。
13	<p>【意見】            少子化対策にこの制度が有効か。今まで数々の政策が失敗してきたことを考えると、不可能な課題に取り組むという意識が必要。この制度は15年ほど遅かったのではないか。</p>	<p>本市の取組におきましては、「宮っこ子育て・子育て支援プラン」におきまして、現状の状況を分析し、見直している段階です。            M字カーブを改善するため、働いている女性も子育てしやすい環境を作る為、上記プランを作成しているところであり、その中で、ワークライフバランスや女性のニーズと対策を検証し、今年度中に改定が出来上がる予定です。            本市としましては、子育てしやすい環境づくりを少子化対策ととらえ、重点をおいて取り組んでいきます。</p>
14	<p>【意見】            もともとこの制度は、全ての子どもに幸せをというのがキャッチフレーズだった。保育所と幼稚園との補助の平準化が制度の中の一つで、認定こども園設置を促進していく流れとなった。消費税においても、介護に子育てを加え、8%、10%となっていきます。            宇都宮市においては、”住めば愉快だ宇都宮”のように、住んで良かったと思われる市になり、どんどん宇都宮市に人が住み、子どもを生んでいただいて、少子化対策にもつながるように、今までと比べ、保護者の負担額が増えないような政策、補助をしてもらい、全国に発信していくよう、頑張してほしいと思います。</p>	

# 説明会での質問に対する回答

## 市民周知について

No.	質問	回答
1	保護者への周知方法について	8月に、広報紙による周知とパンフレットの配布を実施します。 また、9月から公立の子育てサロン5箇所において、専任の職員による利用者支援事業を行っていきます。
2	市民にこの制度がわかりやすいよう、積極的に周知をしてほしい。	
3	保護者への説明はどのように行えばよいか、すべて施設職員で行う必要があるのか。	
4	幼稚園、保育所、認定こども園それぞれのわかりやすい入園案内を考えて欲しい。 今まで保育所と認定こども園の保育所部分の案内は同じであったが、若干の手続きの違いがあるので、そこを保護者にわかりやすくしてほしい。	

# 説明会での質問に対する回答

## 公定価格について

No.	質問	回答
1	定員を恒常的に超過する場合の減算は、市の待機児童解消に協力していても減算になるのか。	制度上の仕組みですので、減算になります。 その場合、適正な利用定員への変更をお願いすることになります。
2	公定価格の定員超過減算に対する補填は市でもらえるのか。	定員超過の考え方については、保育所の入所円滑化（市独自基準）を踏まえて、検討する必要があると考えております。
3	試算ソフトについて、質改善前が7千億円で、質改善後が1兆超という理解でよろしいか。	国の方で出した公定価格の試算ソフトで、本市においても実情に併せた試算をしているところですが、以前に本市で試算したものと乖離が出ており、このソフトがどのような作りになっているのかの分析は難しい状況です。 質の改善後については、平成29年、消費税が10%になった時のものです。質の改善前については、今の現行水準ベースと捉えておりますが、 <u>3%分は含まれていると考えております。</u> 【修正】 質の改善前は現行水準ベース（平成26年度）となりますので、下線部分については質の改善前には含まれておりません。
4	賃借料について、土地、建物のほか、リース物件は該当するのか。	リースにつきましては、県に確認します。 【追記】 国の公定価格に関するFAQのQ46で「賃借料」について記載がありますので、ご覧ください。

# 説明会での質問に対する回答

## 利用者負担について

No.	質問	回答
1	利用者の負担が現行よりも増えることは想定していないとのことだが、増える場合も検討してもらえるのか また、増えた場合は補助があるのか。	1号認定につきましても、市が設定することになります。その額が現行の保育料よりも高い場合でも、新制度の枠組みに入った幼稚園に関しましては、市の定めた保育料を取っていただくこととなります。その差額の補てんをするのかにつきましては、今後保育料の検討の中で検討していくこととなります。現在の保育料の軽減も踏まえ、2号、3号との保育料の整合も図りながら、検討していきます。
2	保護者負担の保育料は、幼稚園、保育所、認定こども園すべて同じということで保護者に説明していいか。	施設型給付に入る施設には、市が定めた保育料を使っていただくこととなります。ただし、保護者負担を考え一定の経過措置が設けられております。1号認定の保護者負担においては、この経過措置によって必ずしも市の保育料を使わなくてもいいということも可能ですが、幼稚園が独自に市が定める基準よりも低い保育料を設定する場合には、市が定める保育料との差額については園でご負担いただくこととなります。 また、施設が異なっても、保育料は同じになります。（認定ごとの保育料になります。）
3	土曜日に保育を利用しても、利用料は変わらないか。	お見込みの通りです。 月25日分が保障されています。
4	保育標準時間と短時間の利用料にほとんど差がないが、市基準額では明確な差を設ける予定はあるか。	現在、検討中です。
5	施設型給付対象の幼稚園での入園料は現行どおりでよいか。	今までの入園料は、公定価格の中に含まれているため、徴収はできません。 ただし、今までの入園料を公定価格部分と上乗せ徴収や実費徴収に切り分ける必要があるかと思えます。 上乗せ徴収や実費徴収については、保護者の同意を得られれば徴収可能とされているところです。 <b>【追記】</b> 国の事業者向けFAQのQ10、Q86において、入園料等と上乗せ徴収、実費徴収についての記載がありますので、ご確認ください。
6	入園料は制度施行前に徴収しているのか。	国よりそのようなことが可能か示されていないため、確認して御連絡します。 <b>【追記】</b> 7/18現在、県より国に確認中です。
7	公定価格の利用者負担が25,700円が限度ということだが、保育料に入園料が含まれているということではないか。	5月26日に示された国の基準におきまして、「含まれている」との確認をしています。

No.	質問	回答
8	<p>新入園児と在園児の保育料の整合性はどうするのか。</p> <p>例えば、新制度の月々の保育料には入園料が含まれているが、在園児はすでに入園料を支払っている。在園児も入園料を加味した保育料を支払うのか。</p>	<p>他の自治体で同様の質問が国に質問されたところ。国の回答としては、1つの方法として入園料を返還することも考えられるとのことでした。ただし、具体的な内容は検討していくとのこと。</p>
9	<p>施設整備費、その他の納付金は上乗せ徴収してもいいのか。</p>	<p>国の資料では、「用途の説明（費目設定）に当たっては、例えば、教員配置の充実、高処遇を通じた教員の確保、設備更新の前倒し、平均的な水準を超えた施設整備」となっているところ。</p> <p>「その他の納付金」ということで徴収する場合は、用途を明確にし、事前に保護者への説明・同意が必要と思われます。</p> <p><b>【追記】</b> 国の事業者向けFAQのQ10において、利用者負担や上乗せ徴収について記載されていますので、ご確認ください。</p>
10	<p>具体的な上乗せ徴収の同意方法についてはどうすればいいのか。</p>	<p>具体的に「募集要綱に同意します」などの同意文を設けるかどうかなどの詳細部分については、現在、国で検討中。</p>
11	<p>保護者が選択権を持って申し込んでくるのに、上乗せ徴収について、なぜ説明する必要があるのか。</p>	<p>現行制度でも募集要綱などで、保育料以外に徴収するバス代など周知していると思いますが、新制度では、公定価格との明確に区別をして保護者に周知する必要があるため、上乗せ徴収や実費徴収について説明し同意を得る必要あると考えています。</p> <p>基本的には、現行制度で行って周知方法で問題はないと思われますが、園として周知を行っていただきたいと思います。</p> <p><b>【追記】</b> 国の事業者向けFAQのQ10において、利用者負担や上乗せ徴収について記載されていますので、ご確認ください。</p>
12	<p>上乗せをする際に、認定こども園の幼稚園型になった場合、公定価格内に加算がされているとの認識があったのだが、上乗せ徴収はその加算を引いてするのか。</p>	<p>公定価格の中で、加算は示されていますが、どういう時に加算されるのかなど、細かい対応につきましては、まだ示されていません。</p>
13	<p>検定料などはどうなのか。県の検査項目にも入っているが</p>	<p>上乗せ徴収が実費徴収になるのかは不明です。また、検定自体が必要なのかという考えもあります。</p> <p>県に確認させていただきたいと思います。</p> <p><b>【追記】</b> 国の事業者向けFAQのQ10の追記部分に「選考など入園にかかる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外」ということで、これを審査料（検定料）と考えていただきたい。また、公定価格でも上乗せ徴収、実費徴収にも該当しないため、現行ルールの中で、保護者への説明・同意を得ておくことが必要と考えます。</p>
14	<p>新制度に入らず、今までどおり認可外保育施設として運営していくことは可能か、その場合、保護者負担額も今までどおりか。</p>	<p>現行のまま、認可外保育施設として継続していくことは可能であり、今までどおり、施設の任意の料金設定とすることができます。</p>